

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率

	平成 8 年 12 月 27 日	大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省	告示第 3 号
改正	平成 11 年 12 月 16 日	大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省	告示第 10 号
改正	平成 12 年 12 月 27 日	大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省	告示第 7 号
改正	平成 13 年 11 月 9 日	財務省、厚生省、 農林水産省、経済産業省	告示第 7 号
改正	平成 14 年 11 月 29 日	財務省、厚生省、 農林水産省、経済産業省	告示第 5 号
改正	平成 15 年 12 月 10 日	財務省、厚生省、 農林水産省、経済産業省	告示第 4 号
改正	平成 16 年 12 月 16 日	財務省、厚生省、 農林水産省、経済産業省	告示第 4 号
改正	平成 18 年 1 月 30 日	財務省、厚生省、 農林水産省、経済産業省	告示第 4 号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率は、次の表の左欄に掲げる特定分別基準適合物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

特定分別基準適合物	比率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省 令第一号。 以下「規則」という。)第四条第一号に規定する分別基準適合物	100分の100
規則第四条第二号に規定する分別規準適合物	100分の100
規則第四条第三号に規定する分別規準適合物	100分の100
規則第四条第四号に規定する分別規準適合物	100分の85.81
規則第四条第五号に規定する分別規準適合物	100分の100
規則第四条第六号に規定する分別規準適合物	100分の92.70

(注)表中「比率」は平成18年4月1日より適用されます。